

仕 様 書

本仕様書は、大阪市会事務局（以下、「当局」という。）が購入する次の物品について適用する。

1 品名・数量

安全長編上靴(合成ゴム底) 2足

(1) サイズ別内訳 (単位 サイズ：cm、個数：足)

サイズ	27	27.5
個数	1	1

2 製法及び種類

(1) 製法

靴の製法は、JIS T8101 革製安全靴の直接加硫圧着式製法(V式)による。

(2) 種類

靴の種類は、JIS T8101 の普通作業用(記号S)とする。

3 形式

靴の形式は、紐式長編上靴とする。

4 各部の名称

各部の名称は、表-6及び付図-1を参照すること。

5 主要材料

(1) 甲用材(先革、腰革の総称)

甲革は、天然皮革のしなやかな風合いを生かし、強靱性と汗など通湿性に優れ、むれを防止するクロム鞣の牛革(銀付)を使用し、JIS T 8101の規定により試験し、表-1の規定に適合したものとする。

表-1

項 目		規 格	試 験 方 法
厚 さ	mm	2.0±0.2	JIS K 6550 による。
引張強さ	MPa	19.6以上	
伸 び	%	30以上	
引裂強さ	N/mm	29.4以上	
銀面割れ	高 さ	mm	JIS K 6548 による。
	荷 重	N	
クロム含有量	%	3.0~5.5	JIS K 6550 による。

(2) 先しん

先しんは、金属材料を用い、表面は平滑に仕上げ、へり、かどに丸みを付け、全面にサビ止めを施したもので、JIS T 8101-1987 の先しん試験方法により試験し、表－2 の規定に適合した、鋼製先しんを用いるものとする。

表－2

項 目	規 格
圧迫性能	圧迫試験装置を用い、先しんを上下平行な 2 平面間に挟み、圧迫荷重を加えたとき、先しんの底面とアーチ後端部の最も変形した場所とのすきまが 22 mm 以上で、かつ、ひび割れを生じないこと。
耐食性能	先しんを沸騰した 8 % (質量%) の食塩水に 15 分間浸した後直ちに常温の前記成分の食塩水に 10 分間浸し、付着した食塩水を洗浄することなく 24 時間室温中に放置し、次いで微温湯で洗浄し、48 時間放置した後、肉眼で腐食こんの有無を調べたとき、先しんに腐食こんが認められないこと。

(3) 中底

中底は、保型性が良く、柔軟かつ強靱で、吸湿性のある材料とし、使用条件に適合したものとする。

(4) 表底

表底は、滑り止め効果のある形状とし、表－3 に適合した組織の均等な、合成ゴムを用いるものとする（付図－2 を参照すること）。

表－3

項 目	規 格	試 験 方 法
引張強さ MPa	14以上	JIS K 6251 による。
伸 び %	300以上	
引裂強さ N/mm	35以上	JIS K 6252 による。
老化試験(引張強さの変化率) %	－15～＋15	JIS K 6257 による。
浸せき試験(体積変化率) %	12以下	JIS K 6258 による。

(5) 甲縫糸

甲縫糸は、上糸に 20 番手、下糸に 30 番手を使用し、太さ及び撚り方は均等なもので、使用条件に適合したものを使用する。

(6) 中敷

中敷は、カップソックを用いるものとする。

(7) 付属品

靴紐、はとめ等の部品は全て使用目的に耐えるものであること。

また、金属製のものは錆のあるものであってはならない。

6 構造及び寸法

(1) 構造

靴の構造は、表－6に定める材料を主材料とし、製造の過程において靴を損傷しなければ取り出せない方法で爪先に鋼製先しんを装着し、圧迫及び衝撃に対し着用者の爪先を保護するものであり、甲部周辺を中底に釣り込んだ後、加硫圧着機に装着し、かつ、未加硫ゴムを加硫圧着機に挿入し、加熱加圧成形しながら、底部を加硫圧着したもので、軽量ではき心地がよく作業しやすいものであること。

(2) 靴のサイズ

靴のサイズは、JIS S 5037に規定するEEE（男子用）を標準とし、サイズは表－4の通りとする。

表－4

(単位：c m)

23	23.5	24	24.5	25	25.5	26	26.5	27	27.5	28	29	30
----	------	----	------	----	------	----	------	----	------	----	----	----

備考：全サイズ共通の表底意匠とする。

7 完成品の性能及び試験方法

(1) 耐衝撃性

靴の耐衝撃性は、JIS T 8101、9.1の記号Sの試験方法により試験し、表－5の規定に適合すること。

(2) 耐圧迫性

靴の耐圧迫性は、JIS T 8101、9.2の記号Sの試験方法により試験し、表－5の規定に適合すること。

(3) 表底のはく離抵抗

表底のはく離抵抗性能は、JIS T 8101、9.3の試験方法により試験し、表－5の規定に適合すること。

表－5

項 目	規 格	
衝撃性能及び圧迫性能	衝撃エネルギー（記号S）＝70 J	
	圧 迫 力（記号S）＝10KN	
	試験時の中底と先しんの隙間	
	サイズ（足長）	隙間 mm
	23.5～24.5	13.0 以上
25.0～25.5	13.5 以上	
26.0～27.0	14.0 以上	
27.5～28.0	14.5 以上	

	上記サイズにより難しい場合、別途当局係員の指示によるものとする。 また、先しんの試験軸上に光を通すような割れを生じてはならない。
表底のはく離抵抗	密着力は、300N 以上であること。

8 品質及び外観

靴は、仕上げが良好で、形状が均整かつ堅固なもので、傷、斑点、汚れ、その他著しく外観を損するような欠点がないものとする。

9 検査

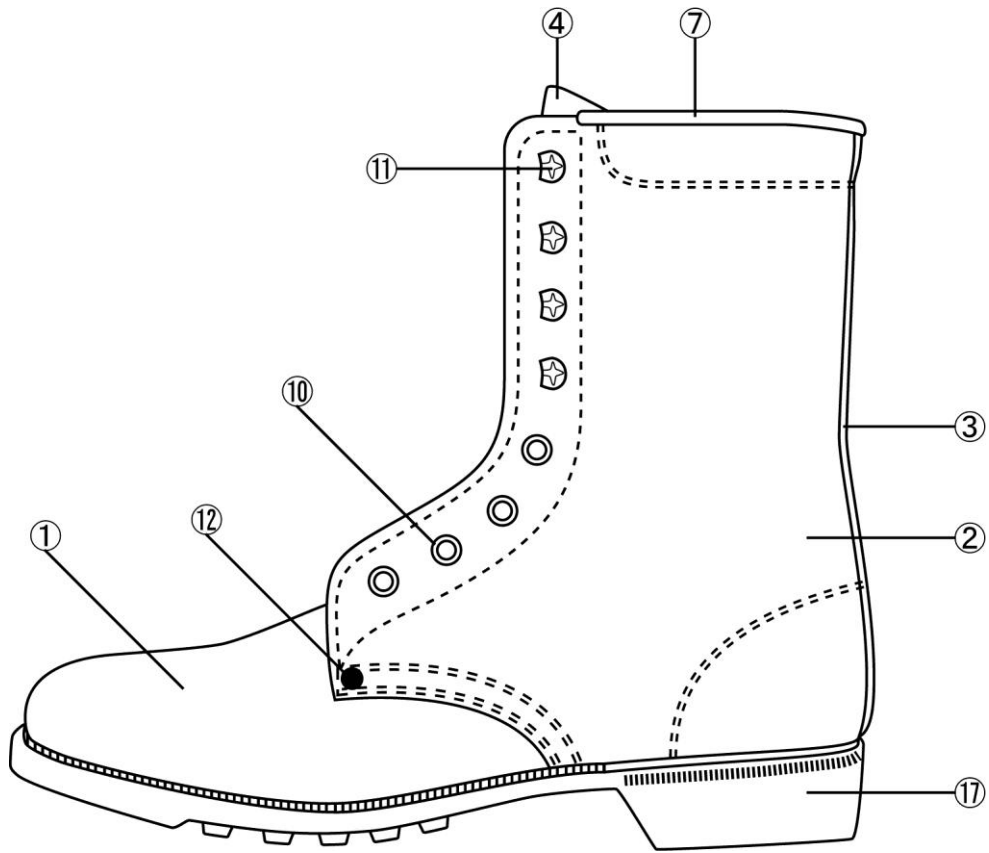
材料及び完成品についての検査は、合理的な方法で行うものとする。

表-6 使用材料

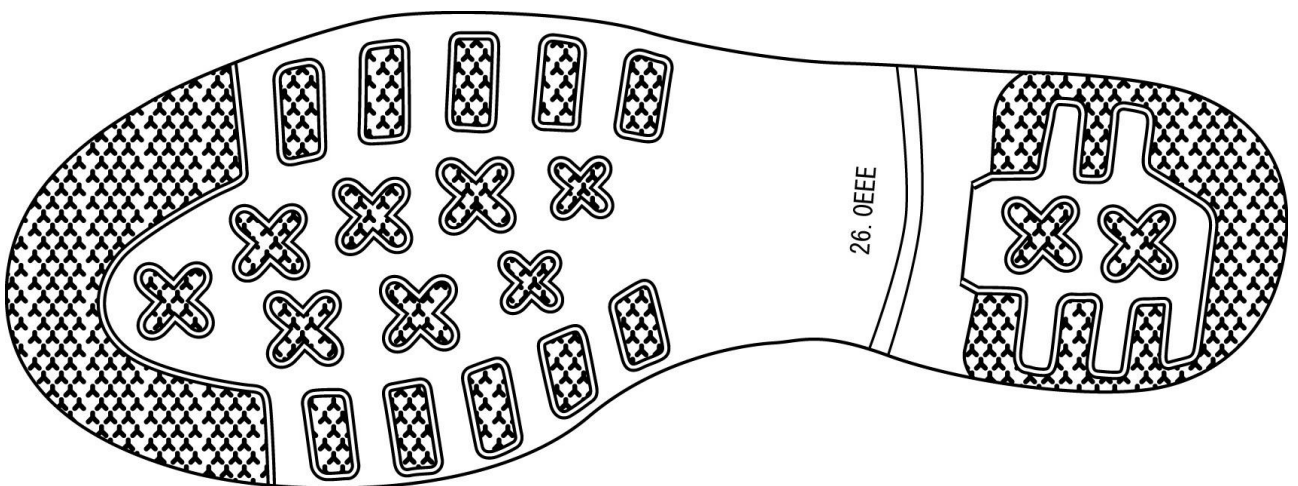
番号	名称	材 料 名	備 考
1	先 革	クロム鞣の牛革（銀付） 黒	厚度 2.0±0.2
2	腰 革	” ”	”
3	市 革	” ”	”
4	ベロ革	合成皮革	厚度 1.0±0.2
5	スベリ裏	ビニールレザー	厚度 0.8±0.2
6	先裏布	綿厚織	厚度 0.6±0.1
7	履口裏	セシーナ	厚度 5.0 標準
8	先しん補強	綿厚織	厚度 0.6±0.1
9	甲縫い上糸	ポリエステル F 黒	#20
	” 下糸	” S 黒	#30
10	はとめ	ニッケルメッキ	#300
11	カギホック	鉄ニッケルメッキ	
12	カシメ	真鍮製 黒天塗	中カシメ
13	先しん	鋼製先しん	厚度 1.2±0.1
14	月形しん	再生革	厚度 2.0±0.2
15	中 底	合成材	厚度 3.0±0.2
16	踵しん	ベニヤ合板	厚度 15 標準
17	表 底	合成配合ゴム	
18	中 敷	カップソック	
19	靴 紐	合成繊維 丸紐 黒	長さ 180cm 標準

(単位 mm)

付図-1



付図-2



1 0 包装

- (1) 1足につき予備ヒモ2本を入れる。
- (2) 靴は1組ごとライスペーパーに包み、個装(紙)箱に入れる。
- (3) 個装(紙)箱の側面に、品名、サイズ、製法、種類、JIS マーク、JIS 許可番号及び製造業者名(又は略号等)を表示する。
- (4) 靴の表示は、底面にサイズ、JIS マーク及び製造業者名(又は略号等)を同時に型出しするなどを行って、容易に消えない方法で表示する。

1 1 サイズ交換

納品後、サイズの適合できない者に対しては、サイズ交換に応じること。

1 2 納入場所

市会事務局

1 3 納入期限

令和8年8月31日(月)

1 4 特記事項

- (1) 受注者は、令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿に、承認種目15(服類)で登録していること。
- (2) 納入時期については、事前に事業担当と連絡調整を行い、土・日・祝日を除いた平日の午前9時から午後5時までの間に完了すること。
- (3) 納品の際は、納品物品の名称及び数量等が確認できる「納品書」を提出すること。
- (4) 納品時等において建物等へ損傷を与えた場合は、受注者の負担により原状回復を行うこと。
- (5) 納品に際して発生する廃棄物等の処理は、受注者の責任において行うこと。
- (6) 納入時における搬入用車両の駐車場所については事業担当の指示に従うこと。
※車高2.1mを超える車両を使用して市役所本庁舎への荷物等の搬入・搬出がある場合は、搬入日時・搬入出先・搬入出に使用する車両の「種類」「色」「車両番号」「車高」を実行日の3日前(土日祝日を除く)までに事業担当あて報告すること。ただし車高が2.8mを超える車両での搬入等については、地下駐車場を利用できない。
- (7) 契約締結後、すみやかに事業担当へ単価のわかる内訳明細書を提出すること。
- (8) 入札金額には、配送料等本契約にかかる全ての費用を含むものとする。
- (9) 応札にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合(同等品の可否を含む)は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の質疑については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、当局の解釈によるものとする。

1 5 その他

担当者(又は問い合わせ先)

大阪市会事務局総務担当 担当者 佐藤・三田
〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20
TEL 06(6208)-8671 FAX 06(6202)-0508

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車交通環境対策グループ
電話：06-6615-7965

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の市会事務局総務担当（連絡先：06-6208-8671）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。